2 7 八教学総発第 2 3 号 平成 2 7 年 4 月 2 1 日

八王子市監査委員 白 柳 和 義 殿

同 矢野和利殿

同 松本良子殿

高 木 順 一 殿

八王子市教育委員会

包括外部監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

E4-	小压坐取 0.44.7 H L 7. 古类 0.4.7 C L L L L L
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第3.図書館事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 図書館の設置及び運営について(2)図書館の運営について
提案事項	【意見】図書館協議会の設置の要否の検討について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	市には図書館協議会のように図書館の運営全体について専門的に協議する機関が存在しない。市の図書館運営に関する協議機関には、「読書のまち八王子推進連絡会議」と「生涯学習審議会」があるが、前者は市民の読書活動に関する施策の推進を目的とし、読書のまち八王子推進計画を所掌事項とするものであり、後者は市民の生涯学習の振興を図ることを目的とし、生涯学習の振興に関する計画の立案や施策及び事業の評価を行うこと等を所掌事項とし、図書館事業の運営を専門的に協議する機関ではないことから、現状の仕組みにおいては、市には図書館サービス全体について専門的に議論する機関が存在しないのである。このことが、例えば4館1分室の体制で十分なのか、地区図書室の分室化をどのように進めるか、他市図書館の相互利用や大学図書館の開放が図書館サービス全体にどのような影響を及ぼしているかなどといった、戦略的な視点での情報収集や分析が不足している原因ではないか。生涯学習の分野において、特に図書館に関して法律が別個に設けられていること、そしてその法律において図書館協議会に関する条項が個別に設けていることの意義は大きい。今一度、図書館協議会(図書館運営を全般的に専門的に検討する機関)の設置の要否を検討されたい。
措置内容	審議会の効率的な執行の点から、平成17年に出された第五次行財政改革「行財政改革プラン」に基づき、生涯学習審議会と図書館協議会を合体させた経緯がある。このため、再度図書館協議会を設置するのではなく、生涯学習審議会において、図書館行政の課題や評価の審議ができるよう、審議会事務局と調整していく。具体的には、既に平成25年10月からの生涯学習審議会に諮問された、次期生涯学習プランの審議の中で、図書館事業について毎月議論をいただいているが、今後生涯学習審議会に年間で審議していただく事項について、平成26年2月25日に意思決定を行い、平成26年度より定期的に図書館事業について審議を行った。
措置時期	平成26年4月23日
所管部課	図書館部南大沢図書館
<u> </u>	

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第3. 図書館事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 図書館業務について(2) 個人貸出、団体貸出(及び閲覧)②リクエスト・予約の受付について
提案事項	【意見】リクエスト結果のハガキ回答について
区分	□指摘 ☑意見
提案内容(概要)	市は、希望者に対しハガキでもリクエスト回答を行っており、年間合計で約150万円のコストがかかっている。メールアドレスを登録していない利用者に対して市側から積極的に通知しようとすれば、ハガキによる方法がもっとも有効な方法かもしれない。しかし、同じ金額を使うのであれば図書購入に回した方が利用者全体にとって公平なサービスといえるのではないだろうか、公共サービスとしての公平性にいささか疑問が生じるところである。ハガキによる他に結果を伝達する方法がないのであれば、図書館サービスのための必要経費として受け入れざるを得ないが、他の方法があるのであれば、ハガキによる回答の中止を検討することも有用ではないかと思われる。ハガキによる回答のための年間支出額は多額とまでは言えないが、将来も継続して発生する支出であることを考慮すると、十分に検討の余地のある問題である。
措置内容	リクエスト結果ハガキについて検討会を立ち上げ、存続か廃止かの議論をした。 その結果、代替として、既存の電子メール、自動電話応答サービス、館内端末、 ホームページおよび窓口等で利用者に確認してもらうことで、リクエスト結果ハガ キを廃止した方が、市民サービスの公平性が確保されると結論付けた。1月中旬よ り周知を始め、3月末送付分にてリクエスト結果のハガキによる回答を廃止した。
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	図書館部中央図書館

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	1. 生涯学習スポーツ部文化財課 (2)文化財保護普及事業について ③文化財保護審議会について
提案事項	【意見2】文化財審議会の出席状況について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	現在委員の任期中に開催された平成22年度第2回(平成22年11月18日開催)から平成24年度第4回(平成25年3月14日開催)の審議会における各委員の出席状況は、平成24年度は改善されているものの、全委員が出席した審議会は3年間で一度もなく、各専門分野の権威者である委員の調整は相当困難なものと考えられる。現状は、議題に応じて専門分野の委員が適宜出席しているため、実効性のある議論がなされているということであるが、市民にとって出席状況を知ることは会議全体が有効な運営かどうかを判断する一つの手段と考えられる。今後も委員の調整が困難であることが予測されるなか、会議全体の現状の機能を維持するためにも、開催日時の検討や委員の選定を慎重に行うことに留意する必要がある。
措置内容	平成25年度第4回文化財保護審議会(平成26年3月13日開催)で、平成25年度包括外部監査結果について説明し、出席依頼について理解と協力をお願いした。 出席状況については、審議会を夜に開催するなど、開催時間を委員と事前調整を密に行った結果、改善されている。 また、年度末には次年度の審議会開催に向け、委員ごとの都合の良い曜日及び日時の事前調査も行っており、このことも出席状況の改善に繋がっている。 引き続き、出席状況の改善に向け、事前調整を密に行っていく。
措置時期	平成26年3月13日
所管部課	生涯学習スポーツ部文化財課

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (3) プラネタリウム等運営事業について ①修繕業務にかかる見積書について(需用費)
提案事項	【意見1】より詳細な見積書の入手について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	展示物の修繕業務委託にかかる見積書を閲覧したところ、基本的に展示物名と合計金額のみの記載内容であり、見積金額の内訳まで記載されていなかった。修繕金額の妥当性を検証するためにも、見積書はより詳細な内訳内容が記載されたものを入手すべきである。
措置内容	平成26年2月の修繕より、展示物ごとに金額を入れ、修繕内容についても規格・ 品質を詳しく記入することとした。
措置時期	平成26年2月28日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (3) プラネタリウム等運営事業について ②プラネタリウムの保守点検業務委託について(委託料)
提案事項	【意見1】委託業者からの入手図書について
区 分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	「こども科学館プラネタリウム設備保守点検委託仕様書」及び「保守点検作業指示書」によると、八王子市は委託業者から以下のものを入手する必要がある。 ・ 実施計画書 ・ 作業記録写真(黒板表示をしたもの)しかし、監査実施時点では平成24年度実施分について上記の図書は入手していなかった。 上記図書を入手する趣旨を十分に理解した上で適宜に入手するとともに、入手した図書については委託業者のモニタリングの観点から適切にチェックを行うことが望まれる。
措置内容	平成26年3月24日の設備保守点検時に実施計画書・作業記録写真を確実に徴取 し、チェックを行った。
措置時期	平成26年3月31日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館(3) プラネタリウム等運営事業について②プラネタリウムの保守点検業務委託について(委託料)
提案事項	【意見2】保守点検整備表の項目について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	プラネタリウム設備保守点検委託契約によれば、委託業者は年2回の定期保守点検を実施し、その際の点検・整備・調整の状況を記録した「保守点検整備表」を八王子市に提出することとなっている。 しかし、平成24年度入手分の実際の保守点検整備表を閲覧したところ、「保守点検業務指示書」で定められている保守点検整備表の分類項目と相違しているものがあった。 項目ごとに、実態に応じて点検の必要性を吟味した上で、仕様書上で規定する分類項目と実際に報告を受ける分類項目は整合させる必要がある。
措置内容	項目を確認し、平成26年3月24日の設備保守点検時より、仕様書上で規定する分類項目と報告の分類項目を整合させた。
措置時期	平成26年3月24日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

	La sersione de la companya del companya del companya de la company
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (3) プラネタリウム等運営事業について ②プラネタリウムの保守点検業務委託について(委託料)
提案事項	【意見3】業務委託料の適正性の事後的な検証について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容 (概要)	プラネタリウム設備保守点検業務は、実際は数時間単位での作業日も多く、作業時間×「@時間給」で管理した方が望ましいと思われる。 実際の作業時間を網羅的かつ正確に集計する事務手続を確立し、毎年度の業務委託契約額の妥当性に関する検討や、委託業者との契約金額の交渉に適切にフィードバックすることが必要であると考える。 それに加えて、委託業務内訳書に記載されている直接人件費の時間単価や業務管理費及び一般管理費の金額についても、その金額根拠が不明確であることから、慎重に検討を加え、毎年度の業務委託契約額の妥当性に関する検討や、委託業者との契約金額の交渉に適切にフィードバックすることが必要であると考える。
措置内容	プラネタリウム設備の保守点検は、定期点検日に限らず突発的な故障にも対応する仕様となっている。突発的な故障対応も含め、点検報告書に作業時間の記入をしてもらうことにした。今後はこれらを確認することにより、次年度の契約にフィードバックしていく。
措置時期	平成26年3月31日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館
監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (3) プラネタリウム等運営事業について ③展示物の保守点検業務委託について(委託料)
提案事項	【意見】保守点検対象の展示物について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	保守点検対象とする展示物については仕様書の内容の見直しを行う必要があるものと思われる。原則として、稼働している展示物の全てが定期保守点検の対象となるべきであると考えるが、費用対効果の観点も踏まえた上で、実態と見合った保守点検委託業務の対象とすべき展示物について定期的に検討を行い、その都度契約内容を更新していくことが重要である。
措置内容	仕様書の内容を見直した結果、平成26年度の契約分から、保守点検対象とする展示物を一部変更した。今後も、展示物の保守点検の対象について、定期的な見直しを実施していく。
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4.文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (3) プラネタリウム等運営事業について ⑤プラネタリウム投影等業務委託について(委託料)
提案事項	【意見1】委託業者の稼働時間実績の把握について
区分	□ 指摘 ☑ 意見
提案内容(概要)	プラネタリウム投影等委託業者は7人体制で、こども科学館に関する委託業務を実施している。 こども科学館では、当該委託業者の業務時間の管理の視点から、勤務予定のチェックを行っている一方で、事後的な実績時間の把握は明確には行っていない。業務委託を行っている以上は、市として事後的な実績時間を把握しておくことは委託業務のモニタリングの観点からは必須であると考える。予定どおりの執務状況が確保されていることをチェックした証跡を文書で残しておき、必要に応じて当該業者との翌年度の委託契約金額の算定にフィードバックしていくことが重要であると思われる。
措置内容	平成26年4月から、出退時間の記録表を提出してもらうように変更した。今後は、この記録表を、次年度の委託契約時の検討資料として活用していく。
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館
F/	
	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4.文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
提案項目	2. 生涯学習スポーツ部こども科学館 (3) プラネタリウム等運営事業について ⑤プラネタリウム投影等業務委託について(委託料)
提案事項	【意見2】対処すべき課題事項の一元管理について
区分	□指摘□□意見
提案内容(概要)	平成24年度のプラネタリウム業務報告書を閲覧したところ、全ての日に未解決のトラブル内容として「リクライニングシートがリクライニングしたまま戻らない箇所がある」との記載があった。 予算等の制約の観点から迅速な対応をするのは困難な場合も考えられるが、そのようなものについては別途一元管理をするような管理資料の作成を行うことが望まれる。これには、当該業者からの報告事項のみならず、他の業者やこども科学館職員自らが識別したものも含まれる。 未解決の課題に関して一元管理ができるような資料を作成し、こども科学館業務に携わる関連当事者間において、現状抱えている課題について網羅的に共通認識を持つことが重要である。その上で、未対応の課題については、その顛末や今後の方針等について定期的に検討や見直しを行い、現状において対応しないことの理由についても適宜更新することが必要であると思われる。
措置内容	平成26年度から業務報告書の様式を変更した。未解決の課題については、定例の打ち合わせの中で情報共有し、確認している。なお、プラネタリウムのリクライニングシートは平成25年度に修繕が終了した。
措置時期	平成26年4月1日
所管部課	生涯学習スポーツ部こども科学館